

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年1月5日

福島県喜多方建設事務所長 杉原 雅人

工事番号	第 25-41350-0307 号
工事名	公共災害復旧工事（橋梁上部）
質問事項	
1 単価適用日はいつになりますでしょうか。	
2 上部工着手可能時期、及び、桁架設可能時期についてご教示願います。	
3 現在通行止めとなっている区間について、桁搬入はトレーラーでの搬入を想定しておりますが、搬入、運搬経路は確保されているのでしょうか。	
4 桁搬入及び、架設時に敷設板等による養生・補強が必要な場合、設計変更の協議対象となりますでしょうか。	
5 入札参加申請時に提出する施工計画についてご教示願います。 施工計画は、特定のテーマについての施工計画ではなく、総合評価点評価基準（簡易型）のP2の評価項目に記載のあるように工事全体の工程計画、工程管理計画、品質管理・出来形管理計画、安全管理計画、環境配慮について作成するということでよろしいですか。	
6 工程計画の作成について 工程計画の作成にあたり現地での上部工の想定着手時期についてご教示願います。	
7 横縮め定着具についてご教示願います。 緊張工 施工内訳第0008に定着具（緊張用）（緊張用又は固定用）として10ケーブル当たり各10組の記載があり、本工事内訳書にも定着具斜角割増として計上されていることから、緊張工施工内訳第0008に定着具（緊張用）（緊張用又は固定用）の定着具は、金額を0円として計上するということでしょうか。	
8 成形目地材についてご教示願います。 設計書には、厚5・幅35ミリ、採用単価表には、積算資料よりと記載があります。積算資料のP539には、厚5・幅35ミリの成形目地材は、低弾性と高弾性の2種類の記載がありますがセロシールは、高弾性に該当しますが、積算資料のアスファルト舗装用目地材の高弾性タイプでよろしいでしょうか。もしくは、セロシールSSロープ（Φ10）でしょうか。	
9 工期の始期は落札者の決定予定日（令和8年2月10日）の翌々日（令和8年2月12日）からと考えてよろしいでしょうか。	
10 現場条件等により工期内完成が難しい場合、工期延長について協議可能でしょうか。	
11 桁搬入経路として出会い橋を考えております。特殊車両の通行は問題ないと考えてよろしいでしょうか。（耐過重をご教示願います。）	
12 現地状況を検討の結果、120t トラッククレーンにての架設工が困難な状況の場合は設計変更の協議対象となりますでしょうか。	
13 現地工事期間が2026年度秋口（10月以降）と想定しますが、降雪の際は指定業者による除雪が行われると考えてよろしいでしょうか。	
14 本工事費内訳表p.8 地覆工のシール材（材料費）は数量の割増（1.26）を考慮されていますか。	

- 15 本工事費内訳表 p. 9 成形目地材のセロシールSS テープ (厚 5mm 幅 35mm) は積算資料に掲載がありません。単価を公表頂くか、採用されている物価版掲載の品名および規格の公表をお願いします。
- 16 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工(材別)と記載されていますが、施工 11 号表には特殊合材費と伸縮金物費の項目があります。特殊合材費と伸縮金物費は計上することでよろしいでしょうか。
- 17 採用単価表 10 登録番号 F0500 CR スポンジ ですが摘要欄記載の「m2 から個へ換算」した時に有効桁数を 6 桁 7 桁目以降切り捨てたのでしょうか。この場合単価に少数桁が発生すると想定されますがそれで正しいでしょうか。
- 18 総括情報表 施工時期補正率値 0.3 と記載されておりますがこれは経費計算式で求められた現場管理費に 0.3% 加算する、という解釈でよろしいでしょうか。

回 答 事 項

- 1 単価適用日は、令和 7 年 1 1 月 1 日です。なお、福島県ホームページ（ホーム_組織で探す_技術管理課_公表図書）でも、お知らせしています。
- 2 下部工の完成時期は令和 8 年 8 月を予定しており、その後、上部工着手及び桁架設が可能です。
- 3 桁搬入の運搬路は、確保済（現道利用）です。
- 4 現場確認を行い、必要があると認められる場合は、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
- 5 ご認識のとおりです。
- 6 下部工の完成時期は令和 8 年 8 月を予定しており、その後、上部工着手が可能です。
- 7 定着具の材料費は、別途積上げ計上しているため、施工内訳第 0008 号では単価を 0 円としています。
- 8 成形目地材の単価は、積算資料 (P. 539) のアスファルト舗装用成形目地材（厚 5mm、幅 35mm、低弾性）を採用しています。
- 9 契約日は、令和 8 年 2 月 1 6 日を予定しています。
- 10 福島県工事請負契約約款第 22 条に基づき協議の対象とします。
- 11 特殊車両の通行は問題ないと考えています。なお、出合橋の耐荷荷重は 14 t です。
- 12 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
- 13 除雪費は、協議の対象と考えています。
- 14 土木工事標準積算基準 (II-2-⑧-4) に基づき、地覆工シール材は、材料ロス分として単価を割増 (1.26) しています。
- 15 成形目地材の単価は、積算資料 (P. 539) のアスファルト舗装用成形目地材（厚 5mm、幅 35mm、低弾性）を採用しています。
- 16 特殊合材費と伸縮金物費は、施工 11 号表のとおり計上しています。
- 17 ご認識のとおりです。
- 18 土木工事標準積算基準 (I-2-②-33) に基づき、現場管理費率に施工時期補正值 0.003 を加算して、下記計算式により、現場管理費を算出しています。

現場管理費 = 対象純工事費 × ((現場管理費率 + 施工時期補正值 0.003) × 週休 2 日補正)